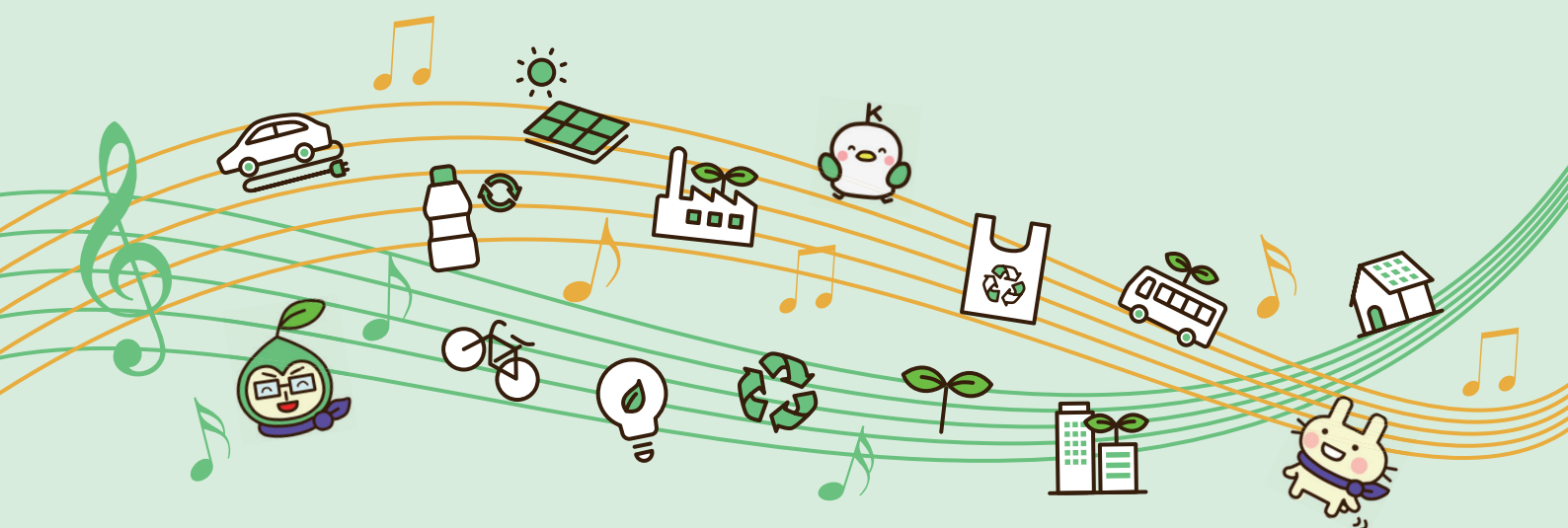


刈谷市環境都市アクションプラン

〔令和6年改定版〕

2024年度～2030年度

概要版



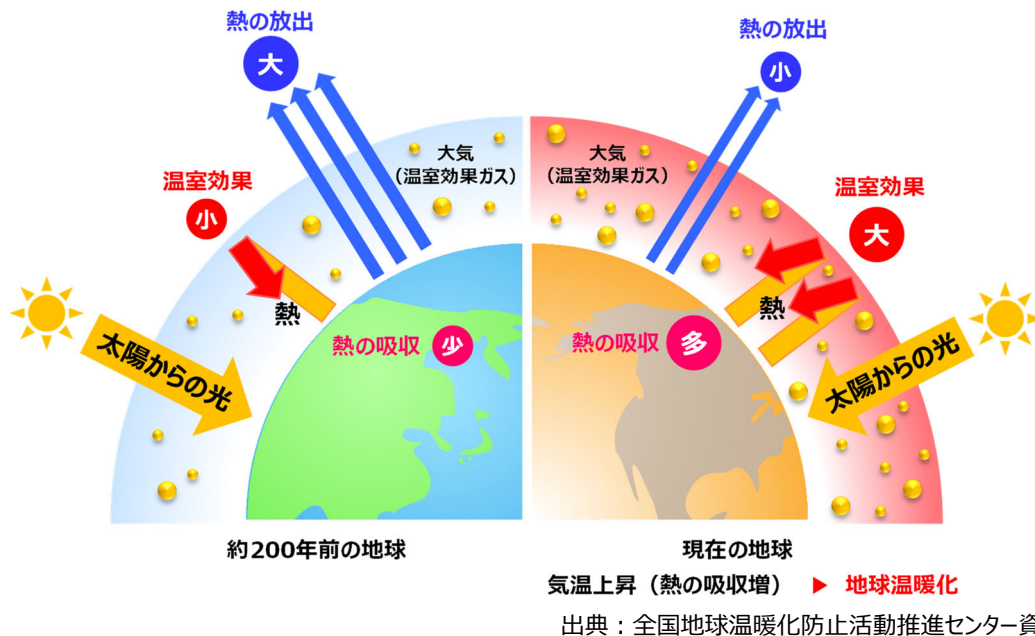
地方公共団体実行計画（区域施策編）

地域気候変動適応計画

地球温暖化のメカニズム

大気中に含まれる二酸化炭素（ CO_2 ）等には、海や陸等の地球の表面から地球の外に向かう熱を吸収し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があり、これらの気体を温室効果ガスといいます。温室効果ガスは、放射される赤外線の一部を吸収し再び地表に戻すことで、地球の気温を人間や生物にとって生存に適した温度に保っています。

産業活動等が活発になり、温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えることで、地球規模で気温の上昇が起こることを「地球温暖化」といいます。



計画の目的と改定の趣旨

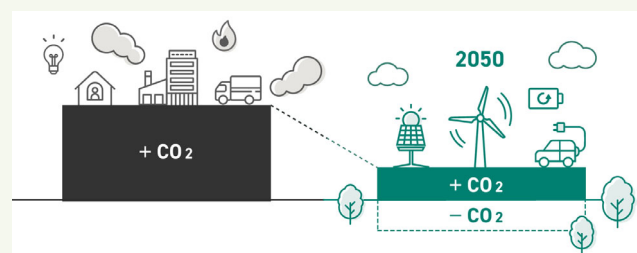
現行計画では、刈谷市の将来環境都市像に『かりやの技術・行動・情報力が織りなす“E-smile 都市かりや”』を掲げ、市民、事業者、行政等といった各主体が持つ力を出し合って、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素な都市を目指して、様々な取組を推進してきました。また、令和4年(2022年)2月に2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

地球温暖化問題に関する国内外の動向変化等に対応し、本市の環境対策への取組をさらに推進するため、現行計画の改定を行い、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境都市を実現することを目指す「刈谷市環境都市アクションプラン〔令和6年改定版〕」（以下「本計画」という。）を策定しました。

カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、 CO_2 をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計が実質的にゼロになることです。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、取組を進めています。



カーボンニュートラルの概要

出典：環境省 脱炭素ポータルホームページ

計画の位置づけ

本計画は、「刈谷市環境基本条例」に基づく「第2次刈谷市環境基本計画」を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO₂削減対策に特化した計画とします。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置づけ及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」としての位置づけを持つものです。

計画の期間

国が示す2050年の長期目標と2030年度の中期目標を踏まえて、本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和12年度(2030年度)までとします。

各分野の施策の体系と将来環境都市像

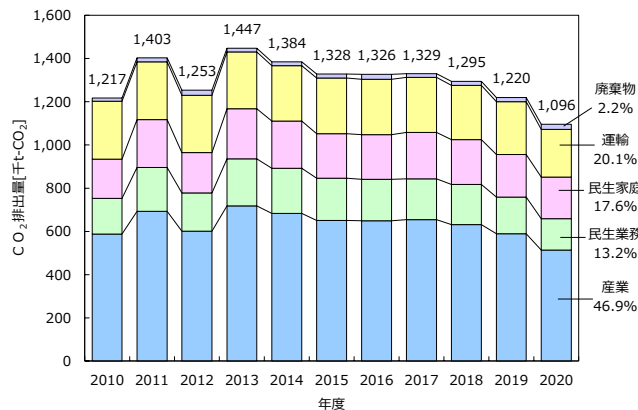


CO₂排出量の現状と推移

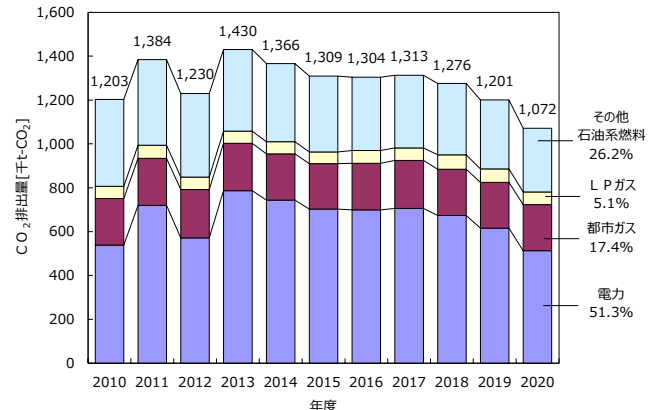
本市のCO₂排出量は、令和2年度(2020年度)において1,096千t-CO₂であり、環境意識の高まりや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うエネルギー消費量の減少等により、平成25年度(2013年度)比で約24%減少しています。

部門別のCO₂排出量の内訳をみると、産業部門が46.9%と最も多く、エネルギー源別のCO₂排出量の内訳をみると、電力が51.3%を占めています。

令和2年度(2020年度)部門別CO₂排出量



令和2年度(2020年度)エネルギー源別CO₂排出量

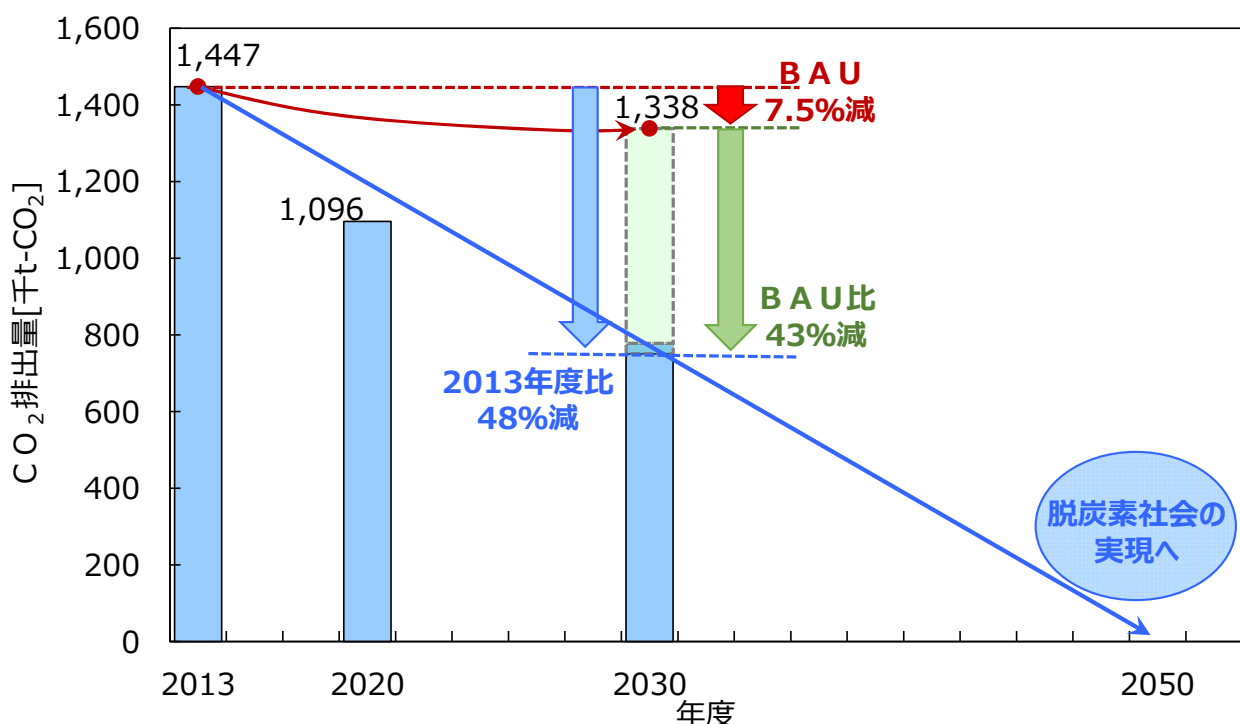


※エネルギー源別CO₂排出量には、廃棄物部門のCO₂排出量を含まない。

令和12年度(2030年度)におけるCO₂削減目標

市民、事業者、行政等の各主体が地球温暖化対策に関する施策に取り組むことにより、令和12年度(2030年度)では約588千t-CO₂の削減が見込まれ、国の基準年度である平成25年度(2013年度)比で48%の削減となります。

よって、令和12年度(2030年度)におけるCO₂削減目標を平成25年度(2013年度)比で48%削減とします。



分野ごとの各主体の役割

本市において、都市や産業の活力を維持・発展させると同時に、環境と調和した持続可能で快適な環境都市づくりを推進するためには、市民、事業者、行政等の各主体が、環境・エネルギーに対して関心と正しい認識を持ち、立場に応じた能力を発揮して取組を進めるとともに、各主体が連携して取組を進めていく必要があります。



分野		各主体の役割	
緩和策	● 産業 (Industry)	事業者	環境・エネルギーに関する技術やシステム等の開発・提供を行うとともに、行政と連携し、地域の脱炭素化に向けた取組に協力する。
		行政	事業者の取組支援と、調整する立場で連携促進及びネットワークづくりを行う。
	● モビリティ (Mobility)	市民	公共交通の利用促進や次世代自動車の利用、エコドライブの実施等に取り組む。
		事業者	環境性能の高い交通に関する技術やシステム等の開発・提供を行うとともに、公共交通の利用促進や次世代自動車の利用、エコドライブの実施等に取り組む。
		行政	公共交通や交通インフラの整備、利便性向上、情報発信等の推進を図る。
	● エコライフ (Life)	市民	環境にやさしいライフスタイルへの理解を深め、身近な省エネルギー・省CO ₂ に関する取組を実施する。
		事業者	環境性能の高い製品やサービスに関する技術やシステム等の開発・提供を行う。
		行政	エコライフに取り組むきっかけとなる知識や情報を得たり、体験したりできる場の提供を行うとともに、各主体と連携して支援や普及促進を図る。
	● エネルギー (Energy)	市民	再生可能エネルギー等の導入に積極的に取り組む。
		事業者	再生可能エネルギー等の導入や水素エネルギーの利用を推進するとともに、革新的技術の開発・普及を推進する。
		行政	公共施設へ再生可能エネルギー等の導入や水素エネルギーの利用を積極的に行うとともに、事業者や市民の再生可能エネルギー等の導入支援を行う。
	● 適応策 (Adaptation)	市民	適応策に対する関心と理解を深め、行政等から発信される情報を活用してことから適応策に取り組む。
事業者		行政等から発信される情報を活用するとともに、行政と連携して適応策の推進に協力する。	
行政		適応策を推進するとともに、市民や事業者、地域団体等への気候変動に関する情報を発信する。	

産業分野 (I) の取組内容

令和 12 年度(2030 年度)に向けた取組目標

取組指標	現状(2022 年度)	将来目標(2030 年度)
事業用脱炭素促進設備導入費補助制度の補助件数 (累計)	—	160 件

(I-1) 事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入促進

省エネルギー診断や他の事業所等での成功事例の紹介、省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入に対する補助を実施し、事業者の脱炭素化を促進する取組を支援します。また、CO₂排出事業者である市の取組として、公共施設の脱炭素化を積極的に進めます。

- 事業者の脱炭素化に向けた取組の推進
- 公共施設の脱炭素化の推進

令和5年度事業用脱炭素促進設備導入費補助事業

- 脱炭素に向けた取り組みを始めた
- 今ある設備を省エネ型の設備に更新したい
- 大規模に太陽光発電設備を導入したい
- ・・・とお考えの法人のみなさま

省エネルギー診断に基づく設備の更新・導入で
補助対象経費の **2分の1** 最大 **1000万円** 補助します!

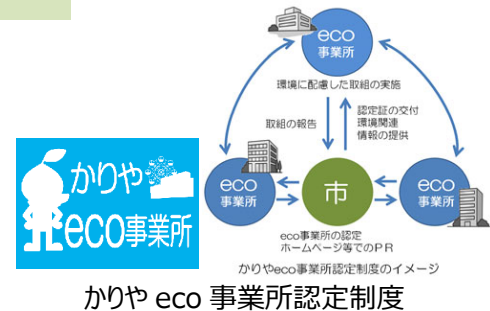
※設備の購入、設置、設計、既存設備の撤去に関する費用

事業用脱炭素促進設備導入費補助制度の概要

(I-2) 事業者の脱炭素意識の向上・取組連携

かりやeco事業所認定制度を継続し、環境に配慮した事業者の拡大に努め、市民や事業者等にその取組を周知・啓発するとともに、脱炭素の取組を学ぶ研修会等を開催し、市内における脱炭素機運の向上を図ります。

- 事業者の脱炭素意識の向上
- 事業者と連携した環境施策の推進



モビリティ分野 (M) の取組内容

令和 12 年度(2030 年度)に向けた取組目標

取組指標	現状(2022 年度)	将来目標(2030 年度)
次世代自動車購入費等補助制度 (EV・PHEV・FCEV) の補助件数 (累計)	953 台	2,600 台

(M-1) 環境負荷の少ない交通体系の構築

環境負荷の少ない交通体系を構築するため、自転車の利用を促進するとともに、公共施設連絡バス「かりまる」の利便性を高め、利用率の向上を図ります。

また、次世代自動車の普及拡大を図るため、補助制度の継続、ニーズに応じた充電インフラ設備の整備を進めるとともに、本市の業務で使用する公用車を率先して次世代自動車に更新します。

- 自転車活用の促進
- 公共施設連絡バス「かりまる」の充実
- 次世代自動車の普及促進



公共施設連絡バス「かりまる」

(M-2) エコモビリティライフの推進

生活スタイルに合わせ、自動車と公共交通、自転車等をうまく使い分けるエコモビリティライフを推進します。

- エコモビリティライフの推進

エコライフ分野（L）の取組内容

令和 12 年度(2030 年度)に向けた取組目標		
取組指標	現状(2021 年度)	将来目標(2030 年度)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	570g/人・日	519g/人・日

(L-1) 市民や子どもたちを対象とした環境教育の推進

市民や子どもたちが環境やエネルギーに対する関心を持ち、理解を深めてもらうため、環境学習の場を提供します。

- 市民に対する環境学習講座及びイベントの開催
- 子どもたちに向けた環境教育の推進



エコライフデーチェックシート

(L-2) 3 R の推進

ごみの分別回収やリサイクルを推進し、ごみの焼却によるCO₂排出量の削減を図ります。

- ごみの適正処理
- リユース、リサイクルの推進

(L-3) 緑化の推進

緑が多く潤いあるまちづくりを進めることで、ヒートアイランド現象の緩和や市民の緑化に対する意識向上を図ります。

- 公共施設や民有地における緑化の推進

エネルギー分野（E）の取組内容

令和 12 年度(2030 年度)に向けた取組目標		
取組指標	現状(2022 年度)	将来目標(2030 年度)
市が導入に関与した再生可能エネルギーの設備容量（累計）	10,592kW	18,500kW

(E-1) 化石燃料への依存の低減

脱炭素なまちづくりに向け、公共施設等における太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入やエネルギーを有効利用する取組を積極的に進めます。

- 再生可能エネルギーの率先導入
- クリーンエネルギーの有効活用

(E-2) 地域新電力会社と連携したエネルギーの地産地消の推進

廃棄物処理施設「刈谷知立環境組合クリーンセンター」でつくられた再生可能エネルギー由来の電力などを公共施設に供給することで、地域経済の活性化に寄与するとともに、エネルギーの地産地消及び脱炭素化の推進に取り組んでいる刈谷知立みらい電力(株)と連携し、公共施設の脱炭素化に向けた取組を推進します。

- 地域新電力会社との連携



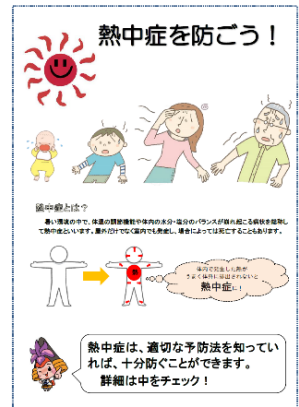
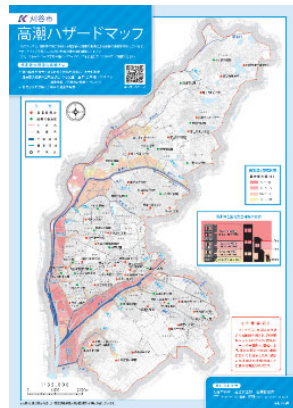
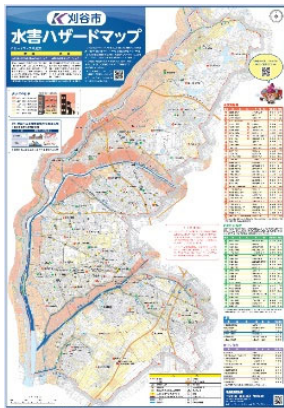
出典：刈谷知立みらい電力株式会社ホームページ

適応策（A）の取組内容

（A-1）気候変動への適応

気候変動への適応の考え方に関する情報発信、啓発を図るとともに、気候変動によって引き起こされることが想定される事象への被害軽減に向けた取組を推進します。

○ 気候変動への適応

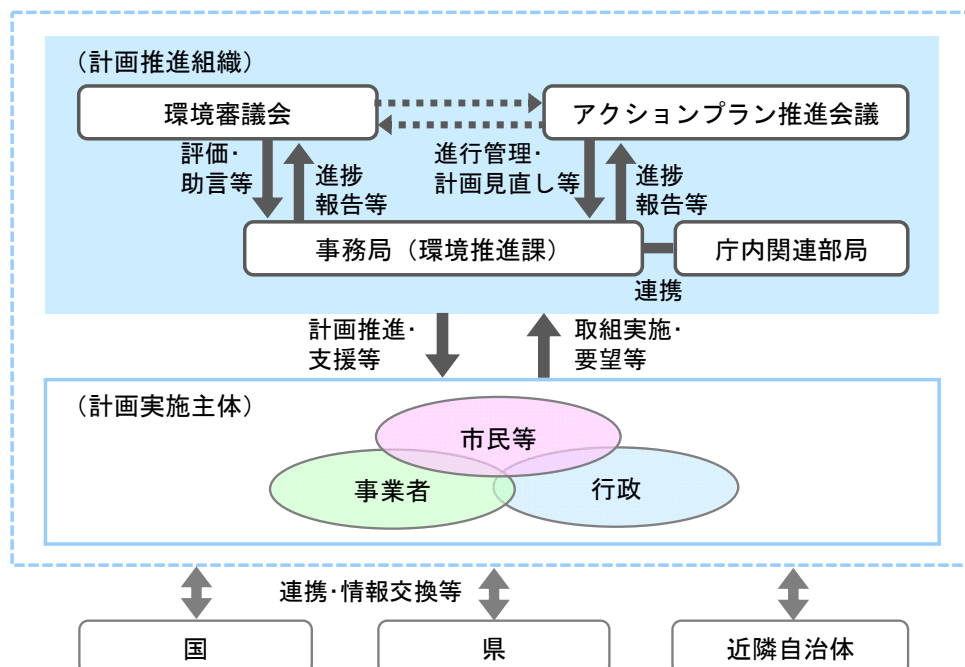


水害ハザードマップ等の防災・減災に関する周知啓発

熱中症に関する周知啓発等による熱中症患者の軽減

推進体制

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置します。また、これまで以上に各主体との連携を強化し、協力して推進していきます。



刈谷市環境都市アクションプラン(令和6年改定版)概要版

発行：令和6年3月

発行者：刈谷市 / 編集：産業環境部 環境推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1017 (直通) FAX：0566-24-3481

